

茨城労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
茨城労働局長 澤口 浩司
第4号中「1時間911円」を「1時間953円」に改める。
栃木労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
栃木労働局長 奥村 英輝
第4号中「1時間913円」を「1時間954円」に改める。
埼玉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
埼玉労働局長 久知良俊二
第4号中「1時間987円」を「1時間1,028円」に改める。
千葉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
千葉労働局長 岩野 剛
第4号中「1時間984円」を「1時間1,026円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
東京労働局長 辻田 博
第4号中「1時間1,072円」を「1時間1,113円」に改める。
新潟労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
新潟労働局長 西岡 邦昭
第4号中「1時間890円」を「1時間931円」に改める。
富山労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
富山労働局長 吉岡 勝利
第4号中「1時間908円」を「1時間948円」に改める。
福井労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
福井労働局長 田原 孝明
第4号中「1時間888円」を「1時間931円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
山梨労働局長 高西 盛登
第4号中「1時間898円」を「1時間938円」に改める。
長野労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
長野労働局長 久富 康生
第4号中「1時間908円」を「1時間948円」に改める。
岐阜労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
岐阜労働局長 千葉登志雄
第4号中「1時間910円」を「1時間950円」に改める。
静岡労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
静岡労働局長 笹 正光
第4号中「1時間944円」を「1時間984円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
愛知労働局長 阿部 充
第4号中「1時間986円」を「1時間1,027円」に改める。
三重労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
三重労働局長 金尾 文敬
第4号中「1時間933円」を「1時間973円」に改める。
滋賀労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
滋賀労働局長 小島 裕
第4号中「1時間927円」を「1時間967円」に改める。
大阪労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和5年9月1日
大阪労働局長 木原亜紀生
第4号中「1時間1,023円」を「1時間1,064円」に改める。